
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続**項目 本日の検討の概要**

これまでの検討の概要

1. 第 28 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 9 月 2 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）から、2014 年以後に IASB により公表された会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）のエンドースメント手続を開始し、当面、次の順序で行うこととしている。
 - (A) 2014 年以後に IASB より公表された会計基準等のうち、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（(B)-(E)を除く。）
 - (B) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS 第 15 号の発効日、「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」を含む。）
 - (C) IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）
 - (D) IFRS 第 16 号「リース」
 - (E) (B)から (D) 以外に、2014 年以後に IASB より公表された会計基準等のうち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（発効日が未定のものを含む。）
2. 前項のエンドースメント手続を行う時期について、日本基準における国際的な整合性のあるものとするための取組みとは直接的には関連付けないこととしている。ただし、日本基準における検討がなされている場合は、当該検討における内容をエンドースメント手続において参考とすることとしている。

2014 年 1 月 1 日から 2016 年 9 月 30 日までに IASB により公表された会計基準等のうち 2017 年 12 月 31 日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続

3. 第 350 回企業会計基準委員会（2016 年 12 月 2 日開催）の議決を経て、2016 年 12 月 6 日に公開草案を公表し、本年 2 月 6 日にコメント期限を迎えている。これについては、今後、コメントの対応を行うことを予定している。

IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続

4. 第 29 回作業部会及び第 348 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 4 日開催）では、IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続を進めるうえで参考となる以下の事項

について確認を行った。

(1) 我が国の収益認識に関する包括的な会計基準の開発の検討状況

2016年2月に公表した「収益認識に関する包括的な会計基準についての意見の募集」(以下「意見募集文書」という。)に対するコメントの内容について確認した。

(2) 欧州連合(EU)におけるエンドースメントの状況

EUでは、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が、欧州委員会(EC)に対してIFRS第15号、IFRS第15号の発効日、IFRS第15号の明確化についてエンドースメントのアドバイスを行っており、いずれもエンドースすることを推奨している。第29回作業部会では、EFRAGのエンドースメントのアドバイスの内容について確認した。

なお、EUでは、IFRS第15号及びIFRS第15号の発効日のエンドースメントを2016年9月22日¹に完了している(IFRS第15号の明確化のエンドースメントは完了していない。)

5. 前項を踏まえてIFRS第15号に関するエンドースメント手続の進め方を検討したが、その際、主に次のような意見が聞かれた。

- (1) IFRS第15号の収益認識に関する根幹となる考え方を会計基準に係る基本的な考え方の観点で評価することがエンドースメント手続の中心になるのではないか。
- (2) IASBが開発する過程で、日本として意見発信を行ってきており、日本の関係者が意見発信したものについて最終的にどのようになったかを確認することは、エンドースメント手続において有用であると考えられる。
- (3) 日本基準の開発の課題の1つとされている原価回収基準について、エンドースメント手続においては、IAS第11号「工事契約」に関してすでに「削除又は修正」をせずに受け入れていることに留意すべきである。
- (4) 日本基準の開発では範囲外とされている固定資産の売却の取扱いについて、IFRS第15号のエンドースメント手続では改正の影響を評価する必要があるのではないか。

¹ これに関するEU官報は2016年10月29日に公表されている。

収益認識専門委員会における検討状況

6. 現在、収益認識専門委員会では、意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえて、意見募集文書で提示した論点ごとの会計基準の様式や、今後検討すべき課題の抽出を行っている。

第30回IFRSのエンドースメントに関する作業部会（2017年1月20日開催）の検討状況

7. 第30回IFRSのエンドースメントに関する作業部会（2017年1月20日開催）（以下「第30回作業部会」という。）では、これまでの状況を踏まえて、IFRS第15号のエンドースメント手続として実施する作業を下記のとおり整理した。
 - (1) 収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認
 - (2) IASBがIFRS第15号を開発中に意見発信してきた内容（ASBJ、日本の市場関係者）のフォローアップ
 - (3) IFRS第15号における支配の移転の考え方の検討
 - (4) IFRS第15号の開示（注記事項）に関する評価
 - (5) 棚卸資産以外（固定資産等）の売却の会計処理に与える影響の評価
8. 第30回作業部会では、前項のうち(4)を除く作業を実施した。(4)は、今後、検討することを予定している。

本日の検討の概要

9. 本日は、第30回作業部会の検討を踏まえて、次を検討する。
 - (1) 収益認識専門委員会において抽出された課題の内容の確認：審議事項(1)-2
 - (2) IASBがIFRS第15号を開発中に意見発信してきた内容（ASBJ、日本の市場関係者）のフォローアップ：審議事項(1)-3
 - (3) IFRS第15号における支配の移転に関する考え方の検討：審議事項(1)-4、審議事項(1)-4参考資料
 - (4) 棚卸資産以外（固定資産等）の売却の会計処理に与える影響の評価：審議事項(1)-5
10. 第30回作業部会で聞かれた意見は、審議事項(1)-6にまとめている。

審議事項(1)-1

以 上